

# 長崎県立大学における国際交流等に伴う危機管理対策要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、長崎県立大学（以下「本学」という。）における国際交流を推進する過程において発生する様々な事象にかかる危機に迅速かつ的確に対処するため、その危機管理体制、対処方法等に関し必要な事項を定め、もって本学の国際交流を推進する際の教職員及び学生の安全の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「危機管理」とは、前条の目的を達成するために、危機の発生を未然に防止するとともに、危機が生じた際に必要な措置を講じることをいう。

2 この要綱において「部局」とは、学部、学科及び研究科専攻並びに法人及び大学事務局をいう。

一部改正[令和2年2月4日教育研究評議会協議]

## (危機管理の対象事象)

第3条 危機管理の対象事象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学の教職員及び学生が海外において行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等が行う教育研究活動に重大な支障のある事象
- (3) 本学の教職員及び学生の海外における安全に係わる重大な事象
- (4) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等の安全に係わる重大な事象
- (5) 本学に対する社会的信頼を失う事象
- (6) その他前各号に相当するような事象で、組織的・集中的に対処することが必要な事象

## (危機管理対策本部の設置)

第4条 第3条各号に規定する事象（以下「危機事象」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、大学に危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、国際交流等に伴う危機管理対策を行う。

2 対策本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 国際交流センター長
- (4) 危機事象が発生した場合に対象となる教職員及び学生が所属する学部の長及び学科の長又は研究科専攻の長若しくは副専攻長
- (5) 大学事務局長
- (6) シーボルト校事務局長
- (7) 学生支援部長
- (8) 総務課長
- (9) 総務企画課長
- (10) 企画広報課長
- (11) 学生支援部学生支援課長
- (12) その他学長が必要と認めた者

3 対策本部に本部長を置き、学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。

4 対策本部に副本部長を置き、副学長をもって充て、本部長を補佐する。

- 5 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名する本部員がその職務を代行する。
- 6 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

一部改正[令和2年2月4日教育研究評議会協議]

(部局の長の責務)

第5条 部局の長は、部局における危機管理の責任者として、法令等の定めるところに従い、当該部局における危機管理対策を行わなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第6条 学長及び部局の長は、危機管理に関する資料の配布、必要に応じた研修の実施等により、日常的に危機管理体制の充実を図るものとする。

- 2 学長及び部局の長は、本要綱に従い、危機事象が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに本学の教職員及び学生に対し、必要な情報を提供しなければならない。

(危機に関する情報収集)

第7条 本学の教職員及び学生は、危機事象が発生し、又は発生するおそれのある場合は、部局の長に通報しなければならない。

- 2 前項の情報を得た部局の長は、当該危機の状況を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、学長に報告しなければならない。

(補足)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月4日教育研究評議会協議)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 危機事象が発生した場合に対象となる学生の所属が経済学研究科、国際情報学研究科及び人間健康科学研究科のいずれかの場合は、改正後の長崎県立大学における国際交流等に伴う危機管理対策要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。